

# 地方財政審議会付議（決裁）案件

平成29年12月19日（火）

（案件名）

- ・平成30年度における当せん金付証票の発売許可について  
（決裁案件）

自治財政局地方債課

尾崎理事官（内23393）

## 平成30年度における当せん金付証票の発売許可について

平成 29 年 12 月  
自治財政局 地方債課

### 1 発売計画額及び発売回数

(単位:百万円)

団体名	年間計画額 ①	既許可額 ②	今回許可額 ③	許可額総計 ④(②+③)	計画残額 ⑤(①-④)
全国自治宝くじ事務協議会	937,700	0	527,700	527,700	410,000
ドリームジャンボ	72,000	0	72,000	72,000	0
ドリームジャンボ	51,000	0	51,000	51,000	0
ドリームジャンボミニ	21,000	0	21,000	21,000	0
サマージャンボ	93,000	0	0	0	93,000
サマージャンボ	63,000	0	0	0	63,000
サマージャンボミニ	30,000	0	0	0	30,000
ハロウィンジャンボ	39,000	0	0	0	39,000
ハロウィンジャンボ	27,000	0	0	0	27,000
ハロウィンジャンボミニ	12,000	0	0	0	12,000
年末ジャンボ	219,000	0	0	0	219,000
年末ジャンボ	144,000	0	0	0	144,000
年末ジャンボミニ	45,000	0	0	0	45,000
年末ジャンボプチ	30,000	0	0	0	30,000
バレンタインジャンボ	51,000	0	0	0	51,000
バレンタインジャンボ	36,000	0	0	0	36,000
バレンタインジャンボミニ	15,000	0	0	0	15,000
通常くじ	45,300	0	37,300	37,300	8,000
数字選択式宝くじ (ナンバーズ)	80,076	0	80,076	80,076	0
数字選択式宝くじ (ミニロト)	26,379	0	26,379	26,379	0
数字選択式宝くじ (ロト6)	171,905	0	171,905	171,905	0
数字選択式宝くじ (ロト7)	115,040	0	115,040	115,040	0
数字選択式宝くじ (ビンゴ5)	25,000	0	25,000	25,000	0
東京都	10,800	0	10,800	10,800	0
関東・中部・東北 自治宝くじ事務協議会	36,800	0	36,800	36,800	0
近畿宝くじ事務協議会	12,600	0	12,600	12,600	0
西日本宝くじ事務協議会	15,400	0	15,400	15,400	0
栃木県	10,500	0	10,500	10,500	0
合計	1,023,800	0	613,800	613,800	410,000

※1 「ドリームジャンボ」の発売計画額のうち50億円は、ラグビーワールドカップ2019協賛分である。

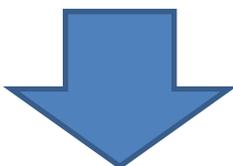
※2 「バレンタインジャンボ」の発売計画額のうち90億円、「通常くじ」の発売計画額のうち25億円及び「ビンゴ5」の発売計画額のうち140億円は、東京2020大会協賛分である。

## 2 当せん金付証票法第5条第2項により総務大臣が指定する宝くじの概要

発売団体	回数	発売予定額 (百万円)	最高賞金額 (百万円)	証票金額 (円)	発売期間等	倍数 (万)
全国自治宝くじ事務協議会	第743回	51,000	300	300	ドリームジャンボ 30.4.4～30.4.27	100
	第1275回～ 第1376回	171,905	600	200	数字選択式(ロト6) 30.4.1～31.3.31	300
	第264回～ 第315回	115,040	1,000	300	数字選択式(ロト7) 30.4.1～31.3.31	333
東京都	第2413回	1,400	150	200	初夢宝くじ 30.12.22～31.1.8	75
関東・中部・東北 自治宝くじ事務協議会	第2475回	3,200	150	200	初夢宝くじ 30.12.22～31.1.8	75
近畿宝くじ事務協議会	第2594回	1,500	150	200	初夢宝くじ 30.12.22～31.1.8	75
西日本宝くじ事務協議会	第2283回	1,700	150	200	初夢宝くじ 30.12.22～31.1.8	75

ドリームジャンボ・ドリームジャンボミニ宝くじの商品設計（概要）

	平成29年度		
		うち ドリームジャンボ	うち ドリームジャンボミニ
発売計画	<u>750億円</u>	510億円	<u>240億円</u>
発売実績 (発売計画消化率)	445億円 (59.4%)	321億円 (62.9%)	124億円 (51.8%)
証票金額	—	300円	300円
発売期間	<u>H29.5.10～H29.6.2</u> (24日間)		
1等賞金 (前後賞)	—	5億円×17本 (1億円×34本)	<u>1億円×24本</u>



	平成30年度		
		うち ドリームジャンボ	うち ドリームジャンボミニ
発売計画	<u>720億円</u>	510億円	<u>210億円</u>
証票金額	—	300円	300円
発売期間	<u>H30.4.4～H30.4.27</u> (24日間)		
1等賞金 (前後賞)	—	<u>3億円</u> ×17本 (1億円×34本)	<u>3,000万円</u> ×35本 (1,000万円×70本)

ドリームジャンボ・ドリームジャンボミニ宝くじの商品設計（概要）

ドリームジャンボ宝くじ

平成29年度

1ユニット=30億円(1,000万枚)あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	500,000,000	1
前後賞	100,000,000	2
組違い賞	100,000	99
2等	10,000,000	10
3等	30,000	3,000
4等	3,000	100,000
5等	300	1,000,000



平成30年度

1ユニット=30億円(1,000万枚)あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	<u>300,000,000</u>	1
前後賞	100,000,000	2
組違い賞	100,000	99
2等	10,000,000	<u>6</u>
3等	<u>1,000,000</u>	<u>100</u>
4等	<u>100,000</u>	<u>1,000</u>
5等	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>
6等	3,000	100,000
7等	300	1,000,000
ドリーム賞	30,000	<u>1,000</u>

ドリームジャンボ・ドリームジャンボミニ宝くじの商品設計（概要）

ドリームジャンボミニ宝くじ

平成29年度

1ユニット=30億円(1,000万枚)あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	100,000,000	3
2等	1,000,000	300
3等	100,000	1,000
4等	10,000	20,000
5等	3,000	100,000
6等	300	1,000,000



平成30年度

1ユニット=30億円(1,000万枚)あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	<u>30,000,000</u>	<u>5</u>
前後賞	<u>10,000,000</u>	<u>10</u>
2等	<u>10,000,000</u>	<u>10</u>
3等	<u>5,000,000</u>	<u>30</u>
4等	1,000,000	<u>100</u>
5等	100,000	<u>2,000</u>
6等	10,000	<u>10,000</u>
7等	3,000	100,000
8等	300	1,000,000

●当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）（抄）

（都道府県等の当せん金付証券の発売）

第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（当せん金付証券の当せん金品の限度）

第五条

- 2 一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の二百五十万倍（総務大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

●地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（抄）

（当せん金付証券の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。